

ビジター船舶係留施設の運用に関する基準

平成23年7月26日制定

1 趣 旨

広島県港湾施設管理条例（昭和28年条例第36号）（以下「条例」という。）に基づき指定するビジター船舶の用に供する係留施設（以下「ビジター船舶係留施設」という。）の運営は、県の事業の一環として整備される予約システムの運用までの間は、次の事項により行う。

2 定 義

この基準により用いる用語は次による。

ア ビジター船舶

条例第2条第4項に定める「ビジター船舶」

対象船舶	例 示
①人の運送を行う内航不定期航路事業の船舶 ○乗客12名以下で運航するもの ○乗客13名以上で年3日以内の航路運航するもの	屋形船、遊覧船、海上タクシー、 チャーター船、パーティークルーズ船 など
②プレジャーボート（次のものを除く船舶） （ 漁船、定期航路事業用船舶、公用船舶、 ろかいのみで運転の舟 ）	エンジン付ヨット、モーターボート、 クルーザー など

イ 利便施設

対象施設専用で係留以外にサービス提供を行う施設・設備とし、係留及び管理上必要とする施設・設備は含まない。

（例 示）

区 分	施設の例
利便施設	給水設備、給電設備、給油設備、修理施設、上下架施設、洗浄施設、その他の施設利用者用施設（クラブハウス、会議室、シャワー、自販機、飲食・売店等）など
利便施設ではないもの	綱とりなど係留用設備（係船環、係船注、係船杭、係留ブイ、緩衝材など）、案内・注意看板、進入・転落防止柵、門扉、監視設備、料金徴収設備など

ウ 指定施設

県が指定したビジター船舶係留施設

エ 事務委託市町

県と市町の間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（以下「事務委託規約」という。）に基づき港湾管理事務を行う市町をいう。

オ 使用者

条例に基づき使用許可を受けたものをいう。

3 ビジター船舶係留施設の指定

（1）施設の区分

ア 1級施設：利便施設を有する施設

イ 2級施設：利便施設の有しない施設

（2）指定の方法

県の告示による。

(3) 指定の手続き

指定の手続に関しては、別に定める。

4 管理運営の実施方法

指定施設の管理運営は、事務委託規約に基づく事務として事務委託市町が行う。ただし、県が指定管理者に委託して行う場合を除く。

5 管理運営に関する事項

次の事項をふまえ、事務委託市町において、指定施設の利用に関する事項（利用基準等）を定めて行う。なお、特に要しないと認められる事項はこの限りでない。

(1) 施設情報の周知

ア 周知事項

次の事項等について、広く周知を図る。

- ①施設の概要、②係留できる船舶、③問合せ窓口、④利用上の注意事項・利用料金、
- ⑤集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員等の使用禁止
- ⑥その他管理運営に関して必要な事項

イ 周知方法

県のホームページによるほか、問合せ・予約時に対応して行う。

(2) 予約受付

指定施設については、次により予約に対応する措置を講じる。

ア 受付方法

電話、ファックス、口頭、書面、電子システムなど、施設ごとに定める方法による。

イ 受付時の措置

受付時には、次の事項を確認して記録する。

- ①申請者氏名・連絡先、②係留日時、③係留する船名、④係留する船舶の艇長・幅、
- ⑤海上運送法による届出又は許可の有無及び別

ウ 手続の周知

受付時においては、係留の許可申請書類を送るとともに、係船料の徴収の手続など、使用者に求める手続きを周知する。

エ 予約状況の管理

指定施設の予約状況、空き状況を随時、確認できる措置を講じる。

(3) 使用許可の手続

ア 使用許可申請

使用許可申請は、所定の様式により、船舶検査証の写しを添付して行う。

イ 申請の受付

予約状況、現地の状況を確認し、ファックス、手交、入艇時など、使用者の利便を考慮の上、施設ごとに定める方法により行う。

ウ 使用許可

申請内容を確認し、条例第4条の3（許可の制限）に該当しないことなど、管理上支障ないことと認める場合、許可書を交付する。許可の際は、行政不服審査法に基づく申し立てが行うことができる旨を教示する。

エ 許可条件

使用許可にあたり必要な場合は、許可条件を付す。

6 使用基準

使用者は、条例、広島県港湾施設管理規則（昭和 28 年規則第 74 号）、この基準、事務委託市町による指定施設について定める事項及び指示に従い使用するものとする。

7 使用期間

使用許可期間は、原則として 1 回の係留につき 3 日以内とし、施設の実情に応じて別に定めることができる。

使用許可期間は、係留開始の時間から係留終了の時間までの時間により定める。

なお、係留の延長を認めることができる場合は、許可期間の変更により対応する。

8 艇長区分の適用

（１）艇長・艇幅の計測

艇長は、全長によるものとし、付属品（艀装品等）を含めた長さとする。

（２）単位換算

長さのフィート単位とのメートル単位換算は、1 フィート＝0. 3 1 メートルで換算する。

《艇長フィート・メートル換算表》

艇長区分		メートル換算	
2 5 フィート未満		7. 7 5 m 未満	
2 5 フィート以上	3 0 フィート未満	7. 7 5 m 以上	9. 3 0 m 未満
3 0 フィート以上	3 5 フィート未満	9. 3 0 m 以上	1 0. 8 5 m 未満
3 5 フィート以上	4 0 フィート未満	1 0. 8 5 m 以上	1 2. 4 0 m 未満
4 0 フィート以上	5 0 フィート未満	1 2. 4 0 m 以上	1 5. 5 0 m 未満
5 0 フィート以上	6 0 フィート未満	1 5. 5 0 m 以上	1 8. 6 0 m 未満
6 0 フィート以上		1 8. 6 0 m 以上	

9 係船料の計算

係船料の計算は、使用許可期間について、係留開始から 2 4 時間までを 1 日として計算し、以降係留時間に応じて同様とする。

10 係船料の徴収

係船料の徴収は、事務委託市町が定める方法により行う。

なお、滞納が発生することがないように申請時など、使用者に対して徴収方法を周知する。

11 その他使用必要事項

この基準に定めるもののほか、指定施設を使用者の用に供するにあたり必要な事項について、事務委託市町において定めることができる。

この基準は平成 2 3 年 7 月 2 6 日から施行する。

(許可申請書及び許可書例)

※No.

ビジター船舶係留施設使用許可申請書

様

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

連絡先 (電話)

次のとおりビジター船舶係留施設の使用の許可を申請します。

使 用 施 設 名					
係 留 船 船	船 名				
	船舶番号及び 船舶検査済票 の番号				
	全 長	フィート m	最 大 幅	フィート m	
	所 有 者	住 所	(電話) — —		
氏 名					
使 用 期 間		平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで			
海上運送法に基づく 事業区分 (事業用船舶のみ)		次のいずれか該当する番号に○すること 1 海上運送法第 20 条第 2 項による届出の事業 2 上記以外 (事業内容)			
備 考					

- 注 1 申請書には、船舶検査証の写しを添付すること。
2 住所及び氏名は、法人にあつてはその主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の職氏名を記入すること。
3 ※欄は、記入しないこと。

(許可書例)

番 号

平成 年 月 日付けで申請の港湾施設の使用については、広島県港湾施設管理条例（昭和 28 年広島県条例第 36 号）第 3 条第 2 項の規定によって許可します。

平成 年 月 日

〇〇港湾管理事務受託者

〇〇市（町）長 （氏 名） 印

(許可条件)
別紙のとおり。

許可条件

- 1 この許可にかかわる施設は、使用者が自己の負担において善良な管理をしなければならない。
- 2 この施設の使用者は、使用中、公共物その他に損害を及ぼしたときは、その損失を補償しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を禁止し、使用の許可を取り消し、その他必要な措置を命ずることがある。
 - ア 偽りその他不正な手段によって許可を受けたとき。
 - イ 広島県港湾施設管理条例第9条各号に掲げる禁止行為のあったとき。
 - ウ 港湾設備の保全、管理運営、機能の保全及び公益上その他必要があると認めるとき。
 - エ 使用料を滞納したとき。
 - オ 施設管理者が定める基準その他、施設の利用に関する注意事項に反するとき
- 4 使用者は、使用期間が満了し、もしくは使用を廃止し又は前項により許可の取り消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。
- 5 使用料は前納とし、既納の使用料は還付しない。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分があったことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該異議申立てに対する広島県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となります。）。